

第2期 富士吉田市 子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

地域に根差した子育て支援対策を一体的に推進するために策定され推進してきた「富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間満了に伴い、新たに「第2期 富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」を作成しました。

本市で生まれ、育つ子どもたちが、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちを目指します。

計画の概要

1 計画の法的根拠

本計画は、策定が義務づけられている子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

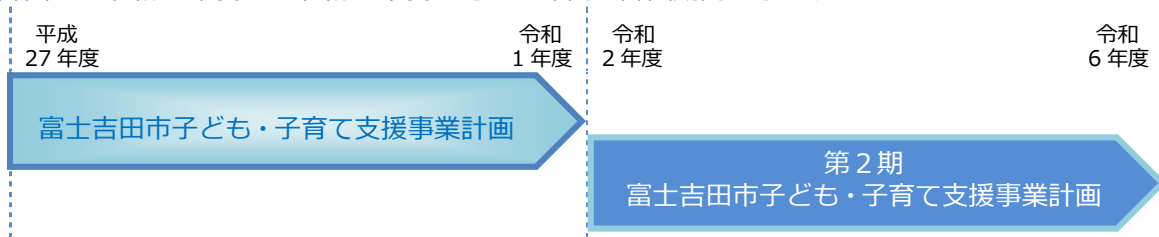
また、さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知において策定することとされた「母子保健計画」を包含します。

2 計画の位置づけ

本計画は、富士吉田市第6次総合計画に位置づけられた「子育て支援」を推進するための個別計画として位置づけられています。また、効果的かつ施策推進の観点から、第2次ふじよしだ男女共同参画プランや母子保健計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者福祉計画等他の関連計画と連携し、整合性を図ります。

3 計画の期間

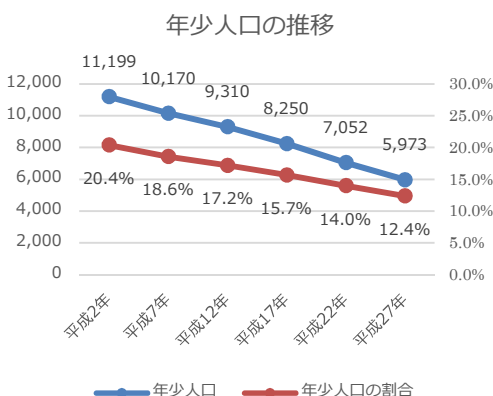
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



市の現状

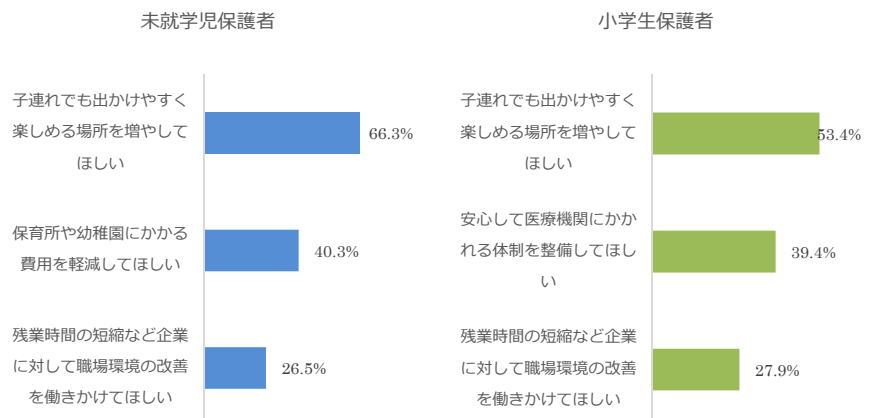
1 子どもの現状

本市の年少人口と総人口に対する割合は減少傾向が続いています。



2 市の子育て支援への期待(上位3項目)

子連れでも出かけやすく楽しめる場所の増設や、働きながら子育てできる職場環境の改善が求められています。



基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

施策目標 1 地域における子育て支援の充実

1 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

- (1) 児童数に見合った受入体制の整備
- (2) 延長保育の実施
- (3) 一時預かりの充実
- (4) 休日保育の実施
- (5) 病児・病後児保育の実施
- (6) 幼稚園における預かり保育の実施
- (7) 住民参加による保育サービスの推進

2 保育所・幼稚園の運営改善

- (1) 保育・教育サービスの質の向上
- (2) 地域に開かれた保育所・幼稚園
・認定こども園の構築



3 情報提供・相談体制の充実

- (1) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 相談体制の充実
 - ・子ども家庭総合支援拠点 0 → 1 箇所
 - ・子育て世代包括支援センター 0 → 1 箇所

4 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業の実施
- (2) 遊びの教室・育児教室の設置
- (3) 子育てサークルの育成・支援

5 経済的支援の推進

- (1) 保育料の適正化に関する検討
- (2) 各種制度の継続的实施と周知徹底



施策目標 2 母子の健康の確保と増進

1 安全な妊娠・出産への支援

- (1) 妊娠届出・母子健康手帳の交付
- (2) 出産・育児に関する情報提供
- (3) 妊婦健康診査及び産婦健康診査の推進
- (4) 妊産婦・新生児訪問指導
- (5) 母親学級・両親学級の推進

2 母子の健康づくり支援

- (1) 乳幼児健康診査の推進
- (2) 健診後のフォローアップ体制の充実
- (3) 歯科保健対策の推進
- (4) 健康的な生活習慣の確立
- (5) 予防接種の実施
- (6) 感染症対策の実施
- (7) 健康相談の実施
- (8) 女性のための
がん検診の実施



3 小児医療の充実

- (1) かかりつけ医の普及
- (2) 二次小児医療の確保
- (3) 小児救急医療体制の整備

4 食育の推進

- (1) 食生活改善の促進
- (2) 関係機関のネットワークづくり



5 思春期保健対策の充実

- (1) 心身の健康に関する啓発
- (2) 相談体制の充実

施策目標 3 職業生活と家庭生活の充実

1 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の意識啓発
- (2) 男女共同参画プランの計画的推進



2 子育てを両立できる就業環境の整備

仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、男性を含めた育児休業の取得促進、女性の子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるため、企業向けに効果的な広報活動に努める。

施策目標 4 支援を必要とする子どもや家庭への取り組み

1 ひとり親家庭の自立支援の推進

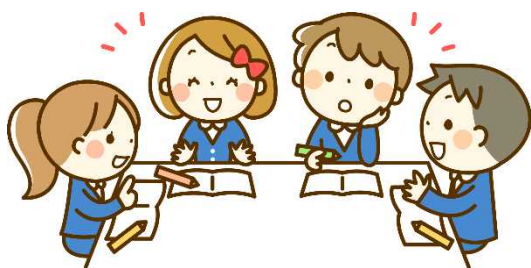
ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を目指して、各種援助制度を推進するとともに、民生委員・児童委員をはじめ、地域や学校・行政が協力しながら、日常的な見守り活動を通じてひとり親家庭の実情やニーズを把握し、相談体制の充実を図る。

2 障害児の就学支援等の充実

ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害のある子どもない子ども、ともに家庭や地域ですくすく成長していきけるような保育・教育に取り組むインクルーシブ教育のシステムが導入されるとともに、保育所等に通う前の療育についても広域的な取り組みを含めて検討する。

また、小学校入学前には、障害の状態や居住地に合わせて特別支援学級や特別支援学校への就学支援を行う。

さらに、放課後児童クラブ、放課後子ども教室においても、障害児の受け入れ体制の充実に努める。



3 障害児の自立支援の充実

障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービス等の自立支援サービスが利用しやすくなるように、在宅サービスの提供体制の確立を図るとともに、ボランティアによる支援により、社会活動への参画を促進する。

また、発達障害をはじめ、障害のある子どもとその保護者に対して、健康診査やすこやか教室等の機会を通じて、早期支援体制の確立を推進する。

4 子どもの貧困に関する取り組み

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携に努め、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す。



基本目標 2 子どもが健やかに育つ環境の充実

施策目標 5 教育の充実

1 次代の親の育成

- (1) 母性・父性意識の育成
- (2) 中高生と乳幼児とのふれあい体験の推進

2 学校教育の充実

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 信頼される学校づくり
- (5) 子どもの教育環境の充実のための相談・指導・支援体制の運営



3 家庭教育の充実

- (1) 家庭教育に関する情報提供と学習機会の充実
- (2) 親子のふれあい事業の充実



4 自然体験等多様な体験機会の提供

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、知的発達と豊かな人間性を育てていくため、本市の豊かな自然や伝統文化などを活用して、子どもの発達段階に応じた多様な体験の機会を提供し、子どもたちに個性と創造性を発揮させるとともに、子どもたちの生活を豊かにし、充実させるための環境づくりを推進する。

5 子どもの地域活動の推進

子どもに地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけさせるため、地域におけるボランティア活動をはじめスポーツ活動や文化芸術活動、さらには環境学習、環境保全の実践活動、祭りや地域行事など、地域活動への参加を積極的に支援し、活動の輪を広げる。

6 子どもの健全育成

- (1) 子どもの地域での居場所の確保
- (2) 屋外の遊び場の整備
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 放課後子ども教室 4 → 7施設
- (5) 異年齢間、世代間交流の推進
- (6) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進
- (7) 問題行動に対する対策の推進

施策目標 6 子どもの人権の擁護

1 子どもの人権教育の推進

- (1) 子ども権利条約の普及啓発
- (2) 子どもの人権に関する意識啓発



2 子どもへの虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待に関する啓発活動の推進
- (2) 相談機能の充実
- (3) 関係機関等との連携
- (4) 児童虐待の通報先の広報
- (5) 地域における見守り体制の充実

基本目標 3 | 子どもと子育てを支える環境の充実

施策目標 7 | 地域における子育て機能の強化

1 地域における子育て意識の啓発

さまざまな機会を利用し、地域社会全体が子育てについて関心を高め、問題への理解を深められるよう子育て意識の啓発に努め、地域の子育て機能の向上、子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを目指す。

2 地域の人材の活用・育成

地域の実情を把握している民生委員・児童委員の協力を得て、ファミリー・サポート・センターの協力会員やホームスタートのビジターなど、子育てを支える活動への参加者を増やし、地域における総合的な子育て支援体制づくりに努める。

施策目標 8 | 子育てを支援する生活環境の整備及び子どもの安全の確保

1 若い世代が暮らしたいまちづくりの推進

結婚を希望する若い世代を対象とした出会いの場の提供や、移住定住のための相談・受け入れ態勢の充実強化を図るとともに、地元企業への就労支援などを通して、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。



2 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

- (1) 安全な道路交通環境の整備
- (2) 利用者の視点に立った施設づくりの推進

3 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全対策の推進
- (2) 不慮の事故防止対策の推進
- (3) 子どもを犯罪被害から守るための対策の推進
- (4) 防災教育、施設の防災対策の推進



子ども・子育て事業計画

1 教育・保育施設の充実

○教育・保育施設の需要量及び確保の方策

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
|--------|-----------------|----------------|----------------|-------|-------|-------|------|------|
| 教 育 | 量の見込み(必要利用定員数) | 443人 | 443人 | 443人 | 443人 | 443人 | | |
| | 1号認定 | 443人 | 443人 | 443人 | 443人 | 443人 | | |
| | 2号認定(教育利用希望が強い) | — | — | — | — | — | | |
| | 確保策(利用定員数) | 545人 | 545人 | 545人 | 545人 | 545人 | | |
| | 特定教育・保育施設 | 195人 | 345人 | 345人 | 345人 | 345人 | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 350人 | 200人 | 200人 | 200人 | 200人 | | |
| | 過不足 | 102人 | 102人 | 102人 | 102人 | 102人 | | |
| 保 育 | 2号認定 | 量の見込み(必要利用定員数) | 701人 | 701人 | 701人 | 701人 | 701人 | |
| | | 確保策(利用定員数) | 734人 | 761人 | 761人 | 761人 | 761人 | |
| | | 過不足 | 33人 | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 | |
| | 3号認定 | 0歳児 | 量の見込み(必要利用定員数) | 98人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| | | | 確保策(利用定員数) | 98人 | 111人 | 116人 | 119人 | 119人 |
| | | | 特定教育・保育施設 | 78人 | 91人 | 91人 | 94人 | 94人 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 20人 | 20人 | 25人 | 25人 | 25人 | |
| | | 過不足 | 0人 | 11人 | 16人 | 19人 | 19人 | |
| | | 1・2歳児 | 量の見込み(必要利用定員数) | 334人 | 334人 | 334人 | 334人 | 334人 |
| | 確保策(利用定員数) | | 386人 | 386人 | 386人 | 386人 | 386人 | |
| | 特定教育・保育施設 | | 322人 | 322人 | 322人 | 322人 | 322人 | |
| | 確認を受けない幼稚園 | | 64人 | 64人 | 64人 | 64人 | 64人 | |
| | 過不足 | 52人 | 52人 | 52人 | 52人 | 52人 | | |

○保育利用率

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 30.9% | 32.8% | 33.8% | 34.8% | 35.7% |
| 1・2歳児 | 52.4% | 52.4% | 55.1% | 56.9% | 58.6% |

○教育・保育の一体的提供の推進

- (1)認定こども園の整備促進
- (2)幼・保・小連携の体制強化
- (3)地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

○教育・保育施設の質の向上

- (1)職員配置の充実
- (2)職員の資質向上に向けた研修等の充実

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

○地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

| 区 分 | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------------------|----------------|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者支援事業 | 基本型 | 確保策(施設数) | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | 母子保健型 | 確保策(施設数) | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 時間外保育事業(延長保育) | 量の見込み | | 336人 | 336人 | 336人 | 336人 | 336人 |
| | 確保 | 延利用定員 | 350人 | 350人 | 350人 | 350人 | 350人 |
| | | 施設数 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | 量の見込み | | 660人 | 660人 | 660人 | 660人 | 700人 |
| | 確保策 | 利用定員 | 664人 | 664人 | 664人 | 664人 | 700人 |
| | | 施設数 | 16箇所 | 16箇所 | 16箇所 | 16箇所 | 17箇所 |
| | | 一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室数(校区) | 4校区 | 4校区 | 4校区 | 4校区 | 4校区 |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 量の見込み | | 0人 | 0人 | 60人 | 80人 | 100人 |
| | 確保 | 年間延べ人数 | 0人 | 0人 | 60人 | 80人 | 100人 |
| | | 施設数 | 0箇所 | 0箇所 | 1箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 量の見込み | | 317人 | 305人 | 296人 | 287人 | 280人 |
| | 確保策 | | 317人 | 305人 | 296人 | 287人 | 280人 |
| 養育支援訪問事業 | 量の見込み | | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| | 確保策 | | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 量の見込み | | 15,336人 | 15,336人 | 16,912人 | 16,912人 | 16,912人 |
| | 確保 | 人数 | 15,336人 | 15,336人 | 16,912人 | 16,912人 | 16,912人 |
| | | 施設数 | 1箇所 | 1箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 |
| 一時預かり事業 | 幼稚園 在園児対象 | 量の見込み | | 6,218人 | 6,218人 | 6,218人 | 6,218人 |
| | | 確保 | 延利用定員 | 6,500人 | 6,500人 | 6,500人 | 6,500人 |
| | | | 施設数 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 |
| | 上記以外の 不定期利用 | 量の見込み | | 854人 | 863人 | 4,377人 | 4,377人 |
| | | 確保策 | | 854人 | 863人 | 4,377人 | 4,377人 |
| | | 一時預かり事業 | | 0人 | 0人 | 3,600人 | 3,600人 |
| | | 子育て援助活動支援事業 | | 854人 | 863人 | 777人 | 777人 |
| 病児病後児保育事業 | 量の見込み | | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | |
| | 確保 | 延利用定員 | 960人 | 960人 | 960人 | 960人 | |
| | | 施設数 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | |
| 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) | 量の見込み | | 2,710人 | 2,735人 | 2,760人 | 2,785人 | |
| | 確保策 | | 2,710人 | 2,735人 | 2,760人 | 2,785人 | |
| 妊婦健診事業 | 量の見込み | | 4,438人 | 4,270人 | 4,144人 | 4,018人 | |
| | 確保策 | | 4,438人 | 4,270人 | 4,144人 | 3,920人 | |

第2期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

改正年月：令和4年3月

令和4年7月

令和5年9月

発行・編集：富士吉田市市民生活部子育て支援課